11　法第４条第１項第７号に規定する電話番号その他の連絡先等

電　話　番　号　そ　の　他　の　連　絡　先　等

（記載上の注意）

1　「電話番号その他の連絡先等」には、施行規則第３条の２に規定する連絡先等を記載する。

2　貸付けに関する業務を他者に委託し、当該委託先の連絡先等を広告等に表示する場合には、当該連絡先等記載すること。

3　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第５面の次に添付すること。